

特殊詐欺被害の未然防止に向けた高齢者のATM取引制限について

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れな高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されております。

つきましては、警視庁等からの要請も踏まえ、このような特殊詐欺被害を未然に防止しお客さまの大切な貯金をお守りするため、ご高齢のお客さまのATMによる取引の一部を下記のとおり、制限させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、この度の取引制限において影響のあるお客さまについては、お取引いただいている店舗より事前にご連絡を差しあげておりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 開始日

令和2年4月23日（木）

2. 取引制限の対象者

基準日（6月末・12月末）時点で、3年間お取引がない70歳以上のお客様

※初回の対象者は令和元年12月末基準となります。

3. 取引制限の内容

ATMによる1日あたりの出金取引限度額を10万円に引下げます。

※「お引出し」、「お振替え」、「お振込み」の合計金額です。

4. その他

取引制限を希望されないお客さまはお手数ですがお取引いただいている店舗までお問合せください。

お問合せ先	東京都信用農業協同組合連合会
	・本店 : 042-523-3101
	・八丈島代理店 : 04996-2-1221
	・小笠原島代理店 : 04998-2-2931

以 上